

サービス付き高齢者向け住宅

大曽根併存住宅 1・2 棟

ゆいま～る大曽根

## 生活サポート重要事項説明書

\_\_\_\_\_ 号室

\_\_\_\_\_ 様

株式会社コミュニティネット

## 1. 事業主体概要

1) 事業主体の名称 主たる事務所の所在地 及び 電話番号その他の連絡先	名称 株式会社コミュニティネット 所在地 〒206-0036 東京都多摩市中沢二丁目5番3号 連絡先 電話番号 03-6256-0574 FAX 03-6256-0575 ホームページ <a href="https://c-net.jp/">https://c-net.jp/</a>
2) 事業主体の代表者の 職名及び氏名	代表取締役 須藤康夫
3) 事業主体の設立年月日	1998年(平成10年)6月24日

## 2. 住宅概要

1) 住宅の名称 所在地 及び電話番号 その他の連絡先	さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたく ゆいま〜るおおぞね サービス付き高齢者向け住宅 ゆいま〜る大曽根 愛知県名古屋市北区山田二丁目11番62号 住宅の連絡先 電話番号 052-508-8511 FAX 052-508-8513 ホームページ <a href="http://yui-marl.jp/ozone/">http://yui-marl.jp/ozone/</a>
2) 住宅の開設日	2017年(平成29年)10月1日
3) 住宅の管理者の 職名及び氏名	ハウス長 石黒浩子
4) 住宅までの 主な交通手段	地下鉄平安通駅から徒歩10分(636m) JR・名鉄・地下鉄大曽根駅から徒歩15分(1,000m)
5) 住宅の類型 及び表示事項	サービス付き高齢者向け住宅

### 3. 従業者に関する事項

従業員とその勤務形態			
人数及び その勤務形態 ※常勤換算によるものとします。	管理者又は生活コーディネーター	月～日・祝	2名 (介護職員初任者研修課程修了者1名を含む)
	当直を行う者	月～日・祝	0名 夜間外部取次先 ※セコム(株)対応

### 4. サービスの内容

サポート	NO	内 容	サポート費内	
1 安否確認	状況把握	1 日 1 回以上の安否確認	○	
	緊急時対応	2	緊急通報があった場合、状況確認を行い、必要に応じ、救急車の手配、駆けつけ要請、家族への連絡等の対応を行う	○
		2	緊急通報に対する「昼間(9時～18時)」駆けつけ	○
			緊急通報に対する「夜間(18時～9時)」駆けつけ	外部取次先 セコムスタッフ
2 生活	①フロントサービス	3 窓口時間	9時～11時 15時～17時	
	②入居前	4	引越前の住居の簡単な清掃	業者紹介
		5	ガス、水道、電気等の開栓	○
	③入居時	6	緊急通報、他機器 地域情報説明	○
		7	引越し後、訪問や電話等での個別相談受け(1週間目途)	○
	④生活相談	8	介護保険サービス利用時や認定調査などの打ち合わせ同席	○
		9	緊急専用端末(セコムみまもりホン)登録情報などの更新	○
		10	その他適宜訪問・電話での様子伺い	○

	④生活相談	11	入院時の郵便物取り置き（宅配の取り置きは無し）	○
		12	住戸設備不具合時の各種対応	○
		13	日常生活における心配事、困りごとの相談。 内容に沿った専門家や各種事業者を紹介・取次します。	○
	⑤家事代行	14	転入届出等諸手続き同行	業者紹介
		15	重いものの移動	業者紹介
		16	簡単な家具の組み立て	業者紹介
		17	通院や買い物他同行（緊急時）	業者紹介
		18	居室の清掃 その他家事代行	業者紹介
	⑥安全管理	19	緊急専用端末（セコムみまもりホン）の配布	○
		20	自治会に準じた避難訓練を行う	○
		21	定時巡回（共用部分の巡回）	○
		22	住戸内設備点検の同席又は代理	○
3 災害時	①安否確認、避難	26	災害発生時は、安否確認を実施する	○
		27	災害備蓄品の貯蔵	○
4 地域交流	①学び、趣味活動支援	28	セミナー開催やサークル活動のサポート	○
	②イベント支援	29	入居者間、地域交流のイベントのサポート	○
	③地域情報発信、地域交流支援	30	地域のイベント、季節行事等の情報の発信	○
5 その他	①看取り	23	ライフプランを立てる(用紙はフロントに準備有)	○
		24	ライフプランに基づき、保証人と相談し進める	○
	②葬儀関連	25	葬儀業者の手配	○

【業者紹介（外部取次）の申し込み方法】

ご希望に応じてフロントが入居者と事業者との間に入り調整いたします。内容によっては当日対応できないことがあります。なるべく早めにご希望ください。

【看取りについて】

入居後、弊社の「ライフプラン」にご本人の意志をご記入をいただきフロントにて保管致します。本人意思は変わることがあります。年1回の見直しをお勧めします。

【その他】

入居者が医療や介護を必要とする場合は、円滑に医療サービスや介護サービスが受けられるよう、介護事業者や医療機関と連携を図ります。なお、医療機関又は介護事業所と連携する場合にも、入居者は連携先以外のサービス事業者のサービス（医療サービス、介護保険サービス）を自由に選択することができます。

【イベントなどについて】

参加費など実費徴収する場合があります。

3) 協力医療機関の名称

きたいりょうせいかつきょうどうくみあい きたびょういん

名 称：北医療生活協同組合 北病院

院 長：近藤 知己

所在地：〒462-0804 名古屋市北区上飯田南町2-78

電 話：052-915-2301

診察項目：内科、精神科、神経科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科

協力内容：健康管理に関する事、医療情報の提供、他の医療機関へ入院を要する場合の紹介

きたいりょうせいかつきょうどうくみあい きたせいぎょうしか

名 称：北医療生活協同組合 北生協歯科

院 長：所長 久野よし乃

所在地：〒462-0802 名古屋市北区上飯田北 1-20-2 すまいるハートビル 1F

電 話：052-915-7710

診察項目：歯科

協力内容：歯科、訪問歯科診療

名 称：医療法人青嶺会 木の香往診クリニック

院 長：佐竹 重彦

所在地：〒462-0869 名古屋市北区龍ノ口町 2-25-101

電 話：052-508-8421

診察項目：内科（在宅療養支援診療所）

協力内容：健康管理に関する事、医療情報の提供、他の医療機関へ入院を要する場合の紹介

#### 4) 取次契約先の名称

名 称：セコム株式会社

代表取締役社長 尾崎 一郎

所在地：東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

協力内容：健康相談、緊急時対応（救急車要請、駆けつけ、関係者情報共有）

※セコム(株)が提供する各種サービスに関するお問合せ先につきましては、別途書面をご確認ください。

※入居者は、事業主の取次契約先である企業が提供するサービスを受けるため、入居者及びその家族に関する個人情報等を事業主が当該企業に提供することを確認する。

(担当事業所)

名 称：セコム株式会社 大曽根営業所

所在地：愛知県名古屋市北区大曽根2丁目8番1号 大曽根TYKビル4F

電 話：052-910-2285

#### 5) 要介護時における住戸の住みかえに関する事項

なし

#### 6) 住宅の入居に関する要件

自立している方を対象

対象としている

要支援の方を対象

対象としている

要介護の方を対象

対象としている

留意事項

現在の心身状況と将来に渡る経済的状況を勘案し、当住宅での生活に適さないとと思われる場合は、入居契約をお勧めしないことがあります。

#### 7) 契約の解除の内容

サービス付き高齢者向け住宅「ゆいま～る大曽根」定期建物賃貸借契約の規定により定期建物賃貸借契約が解除・解約された場合、本契約も解除・解約となります。

8) 入居戸数	
70戸	
9) 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況	
事業主体や住宅に設置している利用者からの苦情に対応する窓口	
窓口の名称	ゆいま～る大曽根 フロント 電話 052-508-8511 株式会社コミュニティネット 電話 03-6256-0574
対応時間	平日 9時～17時
上記以外の、利用者からの苦情に対応する主な窓口	
窓口の名称	高齢者住宅協会 電話 03-6689-7917
対応時間	平日 10時～17時
窓口の名称	名古屋市消費生活センター 電話 052-222-9671
対応時間	平日 9時～16時15分 土日 9時～16時15分 電話 052-222-9690
10) サービス提供により賠償すべき事故が発生した時の対応	
賠償責任	各サービスの提供にあたって、万一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減じ若しくは賠償しないことがあります。
保険の加入状況	あいおいニッセイ同和損保
その内容	賠償責任保険
11) サービスの提供内容に関する特色等	
学びの場の創出や地域プロデューサーによる地域情報発信や、地域との交流を支援していきます。	

## 5. サポート費用

1) 月額サポート費用の額(消費税込)	
サポート費	お一人 38,500円(10%消費税込) お二人 46,200円(10%消費税込) ※緊急通報端末契約金 月々2,200円(税別・1台あたり)含む
2) 消費税等の取扱い	
事業主及び入居者は、本契約に定める消費税・料金について、消費税法税率改定に従うものとします。なお、本契約の費用・料金改定にあたって、事業主は事前に入居者へ当該金額を別途書面にて明示します。	

## 6. 鍵のお預かり

1) 住戸の鍵のお預かりに関して	
事業主及びセコム(株)は、本契約に際し緊急時に対応するため、入居者から予め住戸の1本の鍵を預かるものとします。なお、鍵の複製が必要な場合は入居者の負担で複製するものとします。	

入居者に対して、生活サポート契約書及び生活サポート重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者	氏名	印
	業務に従事する事務所	(商号)
		(事務所所在地)
		(電話)

説明年月日 \_\_\_\_\_ 年(令和 \_\_\_\_\_ 年) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は上記事業主から、生活サポート契約書及び生活サポート重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

借主 \_\_\_\_\_ 印